

『Q&A 令和7年改正区分所有法・被災区分所有法』
補遺

頁	行	変更前（下線太字は変更部分）	変更後（下線太字は変更部分）
4 凡例	6	改正後の建物の区分所有等に関する法律施行規則（平成15年法務省令第47号）	<u>令和8年法務省令第16号による</u> 改正後の建物の区分所有等に関する法律施行規則（平成15年法務省令第47号）
4 凡例	8	改正前の建物の区分所有等に関する法律施行規則	<u>令和8年法務省令第16号による</u> 改正前の建物の区分所有等に関する法律施行規則
77	27	不動産登記簿における登記の記録の在り方など、その詳細については、 <u>基本的には所有者不明建物管理命令の登記（令和5年3月28日付け法務省民二第533号法務省民事局長通達参照）と同様であるが、別途通達で明らかにすることとされている。</u>	不動産登記簿における登記の記録の在り方など、その詳細については、 <u>令和8年3月31日付け法務省民二第537号法務省民事局長通達で明らかにされている。</u>
80	13	その詳細については、上記3と同じように、 <u>基本的には所有者不明建物管理命令の登記の抹消（前記令和5年通達参照）と同様であるが、別途通達で明らかにすることとされている。</u>	その詳細については、上記3と同じように、 <u>前記令和8年通達で明らかにされている。</u>
204	17	これを踏まえ、「賃貸借の終了により通常 <u>生じる</u> 損失の補償金」の算定方法についての調査・研究が行われ、その研究結果は <u>法務省ホームページで公表することとされている。</u>	これを踏まえ、「賃貸借の終了により通常 <u>生ずる</u> 損失の補償金」の算定方法についての調査・研究が行われ、その研究結果が <u>法務省ホームページで公表されている。</u> https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00388.html